

# 子ども・子育て支援システム標準化検討会（第3回）

## 議事概要

日時：2025（令和7）年12月26日（金） 10:00-11:30

場所：オンライン会議（Microsoft Teams）

出席者（敬称略）：

子ども・子育て支援システム標準化検討会座長

吉田 正幸 株式会社 保育システム研究所代表

子ども・子育て支援システム標準化検討会構成員

細田 佳織 福岡県北九州市 子ども家庭局 子ども家庭部 こども施設企画課  
※代理出席

橋本 幸次 島根県松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課  
※代理出席

佐藤 浩 埼玉県上尾市 こども未来部 保育課

遠藤 博幸 千葉県松戸市 子ども部 保育課 入所入園担当室

氏福 達也 長崎県東彼杵町 こども健康課

佐藤 奈津美 日本電気株式会社 パブリックシステム開発部門 住民情報システム  
開発統括部（こどもDX推進協会員）

柿沼 祐司 富士通Japan株式会社 Public & Education事業本部 社会保障サー  
ビス事業部

上野 充永 株式会社日立システムズ 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ  
開発第五部 第二グループ

本園 誠 株式会社RKKCS 第1システム本部 宛名・選挙グループ 兼 子育  
てグループ

高瀬 有加 株式会社アイネス 開発本部 WR開発部 第四課

オブザーバー

こどもDX推進協会

デジタル庁 デジタル社会機能グループ・地方業務システム基盤チーム

内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局

### 【議事次第】

#### 1. 開会

## 2. 議事

- (1) 各分科会の協議内容及び標準仕様書（案）の概要について（修正内容）

## 3. 閉会

### 【配布資料】

- 資料 00 議事次第 子ども・子育て支援システム標準化検討会（第3回）.pdf
- 資料 1 各分科会の協議内容について.pdf
- 資料 2 追加意見照会結果を踏まえた全国意見照会の結果と対応方針について
- 資料 3 標準仕様書改版(案)について（修正内容）

## 【議事概要】

### 1. 開会

### 2. 議事

#### ◆ 資料2（4頁）全国意見照会概要について

- 有限責任監査法人トーマツより、資料2（4頁）に基づき以下のとおり説明。
  - ・ 追加意見照会の結果も踏まえて、集計結果を記載している。61自治体、開発事業者3社より合計900件の意見を頂いた。追加意見照会では、保育業務施設管理プラットフォームや不採用案に関する意見を頂いた。追加意見照会の結果を踏まえても、分科会で示した方針と大きく異なることはなかった。
  - ・ 後ほど説明させていただく資料1において、分科会で頂いた意見と修正した対応方針を示している。資料2においても、対応方針を踏まえた修正箇所を赤字で記載している。

#### ◆ 資料1（3頁）eLTAXを活用した保育所利用料等の納付について

- 有限責任監査法人トーマツより、資料1（3頁）に基づき以下のとおり説明。
  - ・ eLTAXについて、総務省に確認したところ、まずは国保などの一部の公金の移行を目指しているとのことである。国保などの一部の公金でも標準オプションとされている中で、保育についてはさらにその後の移行となっているため、このタイミングでの必須化は見送らせていただく。また、総務省で保育に関しての移行の方針が固まったら、それに合わせて必須化することとさせていただく。
  - ・ 帳票印字項目、帳票レイアウトについて、「eLマーク」、「eL-QR」を「実装しなくても良い項目」として追加させていただく。

#### ◆ 資料1（9頁）指定都市要件の一般市への拡大検討事項（不採用案）No.53について

- 有限責任監査法人トーマツより、資料1（9頁）に基づき以下のとおり説明。
  - ・ 分科会において自治体構成員様より「『退園時管理に不可欠な情報を出力することができること』は既存機能では対応できない。」との意見を頂いた。
  - ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、既存機能（機能ID：0280003）に内包される要件と判断する。そのため、既存機能（機能ID：0280003）をもとに

ベンダと調整いただきたく、要件化を見送りさせていただく。

- 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。
  - ・ 「退園時管理」ではなく「在園児管理」が正しいと思料するため、修正いただきたい。(自治体構成員)
    - 承知した。(事務局)
  
- ◆ 資料1 (10頁) 指定都市要件の一般市への拡大検討事項 (不採用案) No.70について
  - 有限責任監査法人トーマツより、資料1 (10頁) に基づき以下のとおり説明。
    - ・ 分科会において自治体構成員様より「既存機能では一次選考で一人内定し、二次選考ではきょうだいの入所が決まっている施設を第一希望にした場合に加点するといった二次選考における事例に対応できない。」との意見を頂いた。
    - ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、既存機能 (機能ID:0280248) に内包される要件と判断する。既存機能 (機能ID:0280248) をもとにベンダと調整いただきたく、要件化を見送りさせていただく。
  
- ◆ 資料1 (11頁) 指定都市要件の一般市への拡大検討事項 (不採用案) No.79について
  - 有限責任監査法人トーマツより、資料1 (11頁) に基づき以下のとおり説明。
    - ・ 分科会において自治体構成員様より「内定児童数が多いので、1件ずつ入力するのが困難である。既存の定義の中に一括登録という言葉がないので既存機能では対応できない。」との意見を頂いた。
    - ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、既存機能 (機能ID:0280266) に内包される要件と判断する。既存機能 (機能ID:0280266) をもとにベンダと調整いただきたく、要件化を見送りさせていただく。
  
- ◆ 資料1 (12頁) 指定都市要件の一般市への拡大検討事項 (不採用案) No.67について
  - 有限責任監査法人トーマツより、資料1 (12頁) に基づき以下のとおり説明。
    - ・ 分科会において自治体構成員様より「外部帳票出力や申請受付等は法やルールに則って行うものであり、それらの機能については、件数の多い自治体にとっては必要な機能である。また、事業者から必要という意見が出ている。」との意見を頂

いた。

- ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、「出力順に応じた一覧を作成できること。」については「法・制度・ルール遵守の上で必要な機能」として、既存機能（機能ID：0280166）に要件を追加する。一方で、「引き抜きを行うための引き抜き用の番号を印字できること。」については、どの帳票において「引抜番号」が必要になるのかを整理の上、帳票印字項目として定義する必要があるため、今回は要件化を見送りさせていただく。

◆ 資料1（13頁）指定都市要件の一般市への拡大検討事項（不採用案）No.52について

- 有限責任監査法人トーマツより、資料1（13頁）に基づき以下のとおり説明。
  - ・ 分科会において自治体構成員様より「外部帳票出力や申請受付等は法やルールに則って行うものであり、それらの機能については、件数の多い自治体にとっては必要な機能である。」との意見を頂いた。
  - ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、画面仕様に関する要件であり、機能要件において記載する要件ではないため、要件化を見送りさせていただく。画面仕様に関してはベンダと調整いただきたい。

◆ 資料1（14頁）指定都市要件の一般市への拡大検討事項（不採用案）No.64について

- 有限責任監査法人トーマツより、資料1（14頁）に基づき以下のとおり説明。
  - ・ 分科会において自治体構成員様より「外部帳票出力や申請受付等は法やルールに則って行うものであり、それらの機能については、件数の多い自治体にとっては必要な機能である。」との意見を頂いた。
  - ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、「出力条件（時点）による制御により省略項目や出力内容を制御できること」についてはベンダと調整すべき内容であり、機能要件として記載する粒度ではないため、要件化を見送りさせていただく。

○ 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。

- ・ No.64について標準仕様書の機能要件として記載する粒度ではないとのことであったが、調達仕様書に明記することは問題ないのか。標準仕様書に記載されている

ない機能は実装できないものと認識しているため、調達仕様書へ明記することが問題ないか確認したい。(自治体構成員)

➤ 検討会資料には記載していないが、機能ID：0280267では在園児童一覧を「EUC機能等を利用して出力できること」と記載しており、ご要望の機能は当該機能に内包されると認識している。また、標準仕様書に記載されていない機能は実装できないという認識は相違ないが、標準仕様書に内包されている機能を調達仕様書に記載することは問題ない。(事務局)

・ 意見として申し上げたいが、検討会の構成員は議論に参加しているため、重要なポイントを認識できるが、検討会に参加されていない自治体は、既存要件に内包されているかどうか判断できないと思料する。標準化の趣旨を踏まえると、全自治体が共通の認識を持つことが必要と考える。(自治体構成員)

➤ 自治体によって運用は様々であり、個別具体的に要件を記載することは控えさせていただく。構成員以外の自治体への対応については、引き続き検討させていただく。(事務局)

➤ 標準仕様書改定後において、こども家庭庁から各自治体に対して説明が実施される認識である。また、P.14の対応方針案に記載されている粒度に関して、粒度の判断基準を自治体に理解いただく必要があると思料する。この点、事務局から説明いただきたい。(座長)

➤ システム開発に携わっている立場としては、分岐条件に応じて機能を制御することは、一般的に必要であると認識している。一方で、ご要望の内容については、一般的にはシステムの要件定義に記載する粒度ではないと判断させていただいた。(事務局)

◆ 資料1 (15頁) 指定都市要件の一般市への拡大検討事項 (不採用案) No.74について

○ 有限責任監査法人トーマツより、資料1 (15頁) に基づき以下のとおり説明。

・ 分科会において自治体構成員様より「これらの機能がないと適正に運用できない。」との意見を頂いた。

・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、既存機能 (機能ID:0280279) に内包される要件と判断する。既存機能 (機能ID:0280279) をもとにベンダと調整いただきたく、要件化を見送りさせていただく。

- ◆ 資料1（16～17頁）指定都市要件の一般市への拡大検討事項（不採用案）No.71について
- 有限責任監査法人トーマツより、資料1（16～17頁）に基づき以下のとおり説明。
  - ・ 分科会において自治体構成員様より「これらの機能がないと適正に運用できない。」といった意見や「4月入所と例月入所の並行処理ができなくなるのではないか」との意見を頂いた。
  - ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、既存機能（機能ID：0280242、0280254）に内包される要件と判断する。既存機能（機能ID：0280242、0280254）をもとにベンダと調整いただきたく、要件化を見送りさせていただく。また、利用調整に関しては、過去にも議論があり、自治体ごとに運用が異なることから、具体的に定義するのではなく、既存機能を広く解釈するべきであるとの結論に至った経緯がある。
- 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。
  - ・ 4月入所と例月入所について、並行して利用調整できることを要件として追加してほしい。機能ID:0280254には、複数回だけでなく並行して利用調整できることを含めていただきたい。また、機能ID:0280254は標準オプション機能であるため、ベンダが実装しなければ、職員が深夜残業を強いられることになる。（自治体構成員）
    - 並行処理については、機能ID:0280254に内包されていると判断させていただく。複数のベンダ様に確認し、本記載で問題ないとの意見を頂いている。また、機能ID:0280254について、実装必須機能にすべきとの意見を頂いたところだが、必要な場合に本機能を設けることとしており、実装要否は各自治体のご判断に依るため、標準オプション機能とさせていただく。（事務局）
    - 自治体規模によって利用調整の方法が異なると認識しており、並行で処理をする自治体もあれば、複数回に分けて処理している自治体もある。規模の大きい自治体においては実装必須機能を希望していると承知しているが、規模の小さい自治体にとっては過剰な機能になってしまう恐れがあるため、標準オプション機能としている。（事務局）



用としており、職員にかかる負担が大きい状況である。事務局から説明があったように、子ども・子育て支援システムとしては、1つの統合されたシステムであることを想定している点は理解した。調達の中で二重給付を防ぐ機能を含めることは問題ないか。(自治体構成員)

➤ 問題ない。標準仕様書では分割調達を想定した記載をしていないが、システム間の連携を担保することは当然必要であるため、その旨回答させていただく。(事務局)

◆ 資料1 (19頁) 指定都市要件の一般市への拡大検討事項 (不採用案) No.57について

○ 有限責任監査法人トーマツより、資料1 (19頁) に基づき以下のとおり説明。

- ・ 分科会において自治体構成員様より「配信マスタの取り込みはできなくては業務に支障が出てしまうのではないか。」との意見を頂いた。
- ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、マイナンバー制度における情報照会の提供依頼情報を登録等ができることが実装必須機能であることを勘案し、配信マスタ、独自マスタの取り込みを実装必須機能へと変更させていただく。

◆ 資料1 (21頁) 標準化PMOツール照会内容等に伴う見直しについて

○ 有限責任監査法人トーマツより、資料1 (21頁) に基づき以下のとおり説明。

- ・ 分科会においてベンダ構成員様より「『ユーザー側が文字溢れしたことを把握できる機能が用意されていること』というように実装方法はベンダに裁量を持たせてほしい。」との意見を頂いた。
- ・ 上記ご指摘を踏まえ、改めて事務局にて検討した結果、資料の下線部分について「印字できる文字数とフォントサイズについては、帳票印字項目ごとに自治体・パッケージベンダで調整をはかることとし、文字溢れが発生した際は文字溢れしたことを把握できる機能が用意されていること」の記載に修正させていただく。

◆ 資料1 (23頁) その他修正内容について

○ 有限責任監査法人トーマツより、資料1 (23頁) に基づき以下のとおり説明。

- ・ 分科会において自治体構成員様より「各区部の実務担当者の意見を聞いて改めて

お伝えする。」との意見や「『支援措置対象者の相手方』情報の連携がないと業務上の支障がある。」との意見を頂いた。

- ・ 分科会では総務省と調整を図る旨お伝えしたが、改めて事務局にて検討した結果、被害者情報（支援措置対象者情報）は連携されるため、DV被害のアラート表示などは出来ることから、DV加害者情報の連携は不要とさせていただく。また、標準仕様書上に「支援対象者」「支援措置対象者」と表記揺れがあったため、「支援措置対象者」へ統一させていただく。

○ 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。

- ・ 本市においては、現状、相手方情報の連携がない状況で運用している。その中で、市内各区の実務担当者にヒアリングを実施した。その結果、相手方情報の連携については、意見が分かれた。まず、必要であるとの意見の具体的な内容としては、次のとおりである。対象者が住民票を異動しておらず情報が錯綜するような場面においては、相手方情報の連携の必要性を感じるということであった。一方で、現状においては相手方情報が連携されていないため、どのような運用をすれば活かすことができるのか、イメージが湧かないと意見もあった。そのため、相手方情報を連携して運用している自治体の事例を聞きたいということであった。また、不要であるとの意見の具体的な内容は次のとおりである。相手方が特定されたとしても相手方以外の第三者が情報を聞き出しに来ることが想定されるため、加害者だけに留意しておけば良いというわけではない。また、自治体の職員自身が相手方の可能性もあり、システムで情報を得ることもできる。現状、本市では相手方情報の連携が無くても運用できているため、連携が無くても問題ないという意見もあった。そのため、相手方情報の連携が必要な自治体がいるのであれば、実装必須ではなく標準オプション機能でも構わないとの意見であった。（自治体構成員）
- ・ 現状、本市では支援措置対象及びその相手方の双方の情報が連携されている。内部で各案件の対応方針を相談する中で、支援措置対象なのかその相手方なのかを認識できる。支援措置対象情報が把握できれば、基本的には対応はできるものと考えているが、相手方情報のアラートが表示されることで、よりきめ細かな対応が可能になると考えている。（自治体構成員）
- ・ アラート表示については、支援措置対象者なのか相手方なのか判別できるような

仕様にしてほしいといった要望が区からあったため、追加でお伝えさせていただく。(自治体構成員)

➤ 各構成員からの発言について、意見として受け止めさせていただく。(座長)

◆ 資料2 (7頁) 保育業務施設管理プラットフォームとの情報連携について

○ 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。

- ・ APIとCSVはどちらかを実装すれば良いものであり、CSVを選択した自治体はオプションでAPIを選択できるという認識で合っているか。また、こども家庭庁の令和8年度予算概要において、保育業務施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムとの連携について、改修費用は補助金対象になることが示されている。この点、CSV形式を選択した場合においても、補助金対象となるのか確認したい。

(自治体構成員)

➤ CSV形式データまたはAPIで出力できることを実装必須機能とし、APIで出力できることを標準オプション機能としている。(事務局)

- ・ APIが実装必須機能と標準オプション機能の双方に含まれているのは、CSVを選択した場合においてAPIが標準オプションになるという意味か。(自治体構成員)

➤ まずは標準オプション機能としてAPIを実装いただき、令和11年度にはCSVまたはAPIの実装を必須としている。(事務局)

- ・ 時期の違いということで理解した。(自治体構成員)

➤ 補助金に関するご質問については、APIのみ補助金対象としており、CSVは補助の対象外である。(事務局)

- ・ 承知した。(自治体構成員)

- ・ 保育業務施設管理プラットフォームについて、適合基準日を令和11年4月1日と設定いただいているが、制度開始は令和8年4月と認識している。運用開始時期については、自治体とベンダで相談して決めるものと認識して良いか。(ベンダ構成員)

➤ 保育業務施設管理プラットフォームへの参画は任意であるが、当庁としては全自治体に活用いただきたいため、将来的には実装必須にさせていただきたいと考えている。令和8年4月から令和11年4月1日までの期間のどのタイミングで運用を開始するかについては、自治体とベンダで調整して決めていただきたい。(事務局)

- ・ 承知した。ベンダが実装する機能として、API連携とCSV連携があると認識しているが、CSV連携については、レイアウトが変わるたびに標準仕様書の改定を待たなければいけないのか、それとも随時見直して良いのかご教示いただきたい。また、CSVレイアウトの提供時期はいつ頃になるのかもご教示いただきたい。(ベンダ構成員)
  - CSVレイアウトは令和8年1月末にお渡しする予定である。今後の動きについては、また連絡させていただく。(事務局)

◆ その他について

○ 構成員より以下のとおり質問・意見を頂戴した。

- ・ 自治体とベンダで調整すべき内容がいくつかあると認識している。例えば、一括登録のように標準仕様書に明記されていない内容については、ある程度裁量を持って開発しても構わない旨追記される予定があるか確認させていただきたい。(ベンダ構成員)
  - 現時点では、各要件1つ1つについて、一括登録の要否を判断することはできていない。自治体とベンダで調整が必要な要件については、その旨明記すべきとの意見として受け止め、今後の検討課題として認識させていただく。(事務局)
- ・ ベンダの裁量で開発して構わないということが確認できればそれで問題ない。開発にあたっては、自治体から意見を頂きながら進める。(ベンダ構成員)
  - 子ども・子育て支援システム標準仕様書には、一括処理について「子ども・子育て支援システム標準化検討会における検討過程において必要性が確認されたものについては、バッチ処理（一括処理）における機能提供を記載しているが、その他の機能においても、バッチ処理（一括処理）による実装を妨げるものではない。」と記載している。そのため、一括処理の実装については、ベンダにて検討いただきたい。(事務局)
- ・ システム標準化の目的の1つに、各自治体のオペレーションを統一して全国一律でサービスを提供することがあると認識しているが、各自治体の裁量の幅が大きくなりすぎると、上記目的が達成されなくなる。この点を踏まえて、引き続きブラッシュアップをお願いしたい。(自治体構成員)

- ▶ 不採用となった案がいくつかあったが、各自治体における多種多様な状況を踏まえて、全ての意見や要望を反映させることは難しいことをご理解いただき、あくまで標準仕様書2.0版として受け止めていただきたい。今回はあくまで標準仕様書2.0版作成に向けた検討会であり、今後さらに改定を進めていくという前提をご理解いただきたい。今後、保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤等の様々な施策と並行しながら検討することになると思料する。また、少子化が加速するため、需要供給のバランスが変わることが見込まれる。これらを踏まえて、より良い方向を検討する必要があると考えている。本日は皆様から頂いた様々な意見を基に、令和8年1月末に予定している標準仕様書2.0版公表に向けて作業を進めさせていただく。(座長)

### 3. 閉会

以上